

第 6 号議案

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

第 1 条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 6 条第 3 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 7 5」を「1 0 0 分の 8 5」に、「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 5」を「1 0 0 分の 4 0」に、「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

附則第 8 項中「1 0 0 分の 1 . 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 . 2 7 5」に、「1 0 0 分の 1 . 4 2 5」を「1 0 0 分の 1 . 5 7 5」に、「1 0 0 分の 7 5」を「1 0 0 分の 8 5」に、「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

第 2 条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第18条の2を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第24条の2中「第11条の3及び第12条の2」を「第11条及び第11条の3」に改める。

附則第5項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則第8項中「100分の1.275」を「100分の1.2」

に、「１００分の１．５７５」を「１００分の１．５」に、
「１００分の８５」を「１００分の８０」に、「１００分の
１０５」を「１００分の１００」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	１	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	２	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	３	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	４	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	５	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	６	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	７	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	８	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	９	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900

26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400

61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700
62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900	444, 100
63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	444, 400
64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	444, 700
65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	445, 000
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100	409, 300	
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400	409, 600	
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600	409, 800	
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800	410, 000	
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100	410, 300	
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400	410, 600	
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600	410, 800	
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800	411, 000	
94		293, 600	341, 400	380, 300	392, 100		
95		294, 000	341, 900	380, 700	392, 400		

	96		294,400	342,300	381,100	392,600		
	97		294,600	342,400	381,400	392,800		
	98		294,900	342,900	381,900	393,100		
	99		295,300	343,300	382,300	393,400		
	100		295,700	343,600	382,700	393,600		
	101		295,900	343,900	383,000	393,800		
	102		296,200	344,300	383,500			
	103		296,600	344,700	383,900			
	104		296,900	345,100	384,300			
	105		297,100	345,600	384,600			
	106		297,400	346,000	385,100			
	107		297,800	346,400	385,500			
	108		298,100	346,800	385,900			
	109		298,300	347,300	386,200			
	110		298,700	347,700	386,700			
	111		299,100	348,000	387,100			
	112		299,400	348,300	387,500			
	113		299,500	348,800	387,800			
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用 職 員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の亀岡市一般職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、国の例により必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が 6 級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給

される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（国の例引用）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 平成27年の国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正すること。

(1) 期末、勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成27年12月に支給した勤勉手当の支給割合を0.1月分（再任用職員は、0.05月分）引き上げて、次のとおりとすること。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の75	100分の85	100分の10
(幹部職員)	100分の95	100分の105	100分の10
(再任用一般職員)	100分の35	100分の40	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の45	100分の50	100分の5

イ 平成28年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすること。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の122.5	100分の137.5	100分の260
(幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220
(再任用一般職員)	100分の65	100分の80	100分の145
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の70	100分の125
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の80	100分の80	100分の160
(幹部職員)	100分の100	100分の100	100分の200
(再任用一般職員)	100分の37.5	100分の37.5	100分の75
(再任用幹部職員)	100分の47.5	100分の47.5	100分の95
合 計			
(一般職員)	100分の202.5	100分の217.5	100分の420
(幹部職員)	100分の202.5	100分の217.5	100分の420
(再任用一般職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220
(再任用幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220

- 2 給与制度の総合的見直しを実施すること。
 - (1) 給料表を改定すること。ただし、現給保障の期間を平成30年3月31日までの間とすること。
 - (2) 単身赴任手当の引上げを行うこと。
 - (3) 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給すること。
 - (4) 55歳を超えて、6級以上の級にある職員の給料月額等の減額支給の期間を平成30年3月31日までの間とすること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 5 この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用すること。ただし、2の改正については、平成28年4月1日から施行すること。